

お知らせ 選挙入場券が変更になります



選挙入場券が世帯ごとの封筒郵送から

お一人様ずつのハガキ郵送に変わります。

新様式の入場券もこれまでと同様、投票の際に投票所へお持ちいただくことで円滑に受付ができます。

旧様式

- 世帯全員分の入場券を一つの封筒にまとめて郵送



変更

新様式

- お一人様ずつ個別にハガキで郵送



届いたらすぐにご確認を！

ご家族が多い世帯には人数分のハガキが別々に届きます。

ご家族で同じ日に届かない場合や、郵便物の束に紛れてしまう可能性があります。

ご自身の名前が記載されたハガキが届いているか必ずご確認ください。



ハガキがない場合でも投票できます！

万が一、ハガキを紛失したり、お手元に届いていない場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票可能です。

投票所の受付職員へお申し出ください（身分証明書があるとスムーズです。）

期日前投票もスムーズに！

ハガキの裏面に「期日前投票宣誓書」が印字されています。

あらかじめご記入の上お持ちいただくと、受付時間が短縮されます。

問い合わせ先：大玉村選挙管理委員会（☎24-8134）

最高裁判所裁判官国民審査の「期日前投票期間」に関する注意事項については、裏面をご確認ください。

衆議院議員総選挙に伴う 最高裁判所裁判官国民審査の 「期日前投票期間」に関する注意事項について

衆議院議員総選挙が1月27日(火)公示・2月8日(日)投開票で行われる場合、衆議院議員選挙に伴う最高裁判所裁判官国民審査については、最高裁判所裁判官国民審査法の規定により、期日前投票期間が、図1のとおり投開票日前7日の2月1日(日)～2月7日(土)までとなります。小選挙区・比例代表の期日前投票期間の開始日1月28日(水)と異なりますので、御注意ください！

【図1】

日 付		事 象
28日	水	小選挙区・比例代表選挙期日前投票 開始
29日	木	
30日	金	
31日	土	
2月 1日	日	国民審査期日前投票 開始
2日	月	
3日	火	
4日	水	
5日	木	
6日	金	
7日	土	期日前投票 終了
8日	日	投開票日

≪期日前投票期間≫

小選挙区・比例代表・・・1月28日(水)～2月7日(土)
国民審査 ・・・ **2月 1日(日)～2月7日(土)**

※1月28日～1月31日の間に投票においてになった方は、
国民審査の投票は2月1日以降にもう一度投票所（期日前投票所・
当日投票所どちらでも可）へおいでいただくようになります。